

# 経済・財政一体改革の推進に向けた 地方行財政改革の取組について

---

平成28年11月25日  
高市議員提出資料

# 経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組

- 地方行財政改革については、これまでも「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って着実に取り組んできたところであるが、平成29年度以降においても、地方団体の理解や協力を得ながら、引き続き積極的に推進。
- あわせて、住民に身近な行政サービスを担う地方団体が、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額をしっかりと確保。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)(平成27年6月30日閣議決定)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 平成28年度までの主な取組

### 1 地方行政サービス改革の推進

地方行政サービス改革を推進するため、民間委託等の取組状況を「見える化」・比較可能な形で公表するほか、BPRの手法を活用した窓口業務等の改革について、汎用性のあるモデルを構築し、横展開を推進。また、自治体クラウドについて、取組事例を分析・整理し、その成果を周知することにより、横展開を推進。

### 2 財政マネジメントの強化

地方団体の財政マネジメントの強化を図るため、住民一人当たり行政コストや公共施設等のストック情報の徹底した「見える化」などを進めるとともに、公営企業について人口減少や更新需要の増大を見据えた経営戦略の策定などを推進。

### 3 トップランナー方式の導入

歳出の効率化を推進する観点から、地方交付税の基準財政需要額の算定において16業務にトップランナー方式を導入。

# トップランナー方式の推進について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

## 平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

- ◇学校用務員事務      ◇本庁舎夜間警備      ◇公用車運転      ◇学校給食(運搬)      ◇プール管理      ◇情報システムの運用
- ◇道路維持補修・清掃等      ◇案内・受付      ◇一般ごみ収集      ◇体育館管理      ◇公園管理
- ◇本庁舎清掃      ◇電話交換      ◇学校給食(調理)      ◇競技場管理      ◇庶務業務の集約化

## 平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

# 「まち・ひと・しごと創生事業費」における成果の一層の反映について

- 地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、「取組の成果」に応じた算定へシフトする。

## 1. 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の規模を維持

- 地方創生は息の長い取組が必要であり、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間(平成27～31年度)は継続し、現行の**1兆円規模を維持**することが必要。

## 2. 地方交付税の算定において、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフト

- 「経済・財政再生計画 改革工程表」で示されている方向性に沿って、「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、**まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト**。

- 地方団体への影響を踏まえて、**3年間かけて段階的に実施**。<sup>※</sup>

※ 段階的実施の最終年度である平成31年度(「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度でもある)に、その時点での成果の実現具合等を踏まえ、更なる見直しを検討

- 成果を発揮する際の**条件が厳しいと考えられる地域への配慮**を行う。

### 人口減少等特別対策事業費(H28年度 6,000億円)

#### (i) 取組の必要度

H28 5,000億円 → 4,000億円程度

〔以下の指標について、数値が悪い団体の需要額を割増し〕

- ・人口増減率
- ・転入者人口比率
- ・転出者人口比率
- ・年少者人口比率
- ・自然増減率
- ・若年者就業率
- ・女性就業率
- ・有効求人倍率
- ・一人当たり各産業の売上高

#### (ii) 取組の成果

H28 1,000億円 → 2,000億円程度

〔以下の指標について、全国の伸率と比較して成果をあげている団体の需要額を割増し〕

- ・人口増減率
- ・転入者人口比率
- ・転出者人口比率
- ・年少者人口比率
- ・自然増減率
- ・若年者就業率
- ・女性就業率

※ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した地方交付税の算定は、上記の他、「地域の元気創造事業費(4,000億円程度)」がある。

# 参 考 资 料

## 【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について

検討対象業務	業務改革の内容	今後の方針
◇図書館管理	指定管理者制度 導入	<p>以下の地方団体の意見等を踏まえ、<u>トップランナー方式の導入を見送ることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等)</li> <li>・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館)</li> <li>・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等)</li> <li>・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。</li> </ul> </li> <li>○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。</li> <li>○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。</li> <li>○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。</li> </ul>
◇博物館管理		
◇公民館管理		
◇児童館等管理		
◇窓口業務 (戸籍業務、 住民基本台帳業務、 税証明業務、 福祉業務等)	総合窓口・ アウトソーシング の活用	<p>地方団体において、以下の政府の取組を注視している等の意見があり、今後の業務改革の進捗状況等を踏まえて検討する必要があることから、<u>平成29年度の導入を見送り、引き続き検討する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定である。</li> <li>○ 第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。</li> </ul>

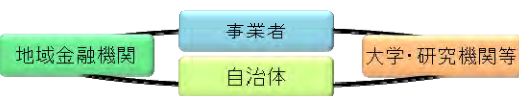
# 地方行財政改革と両立して進める地域経済好循環の拡大に向けた取組

○ **ローカル・アベノミクス**を深化させ、引き続き**為替変動にも強い地域経済構造の構築**を進める

## ローカル10,000プロジェクト

産学金官の連携により、**地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援**

→これまで交付した287事業への交付金総額(95億円)を上回る地域金融機関の融資(101億円)を誘発、地域の資金循環に寄与等



## ふるさとテレワーク(ふるさとテレワーク推進事業)

いつもの仕事をどこにいても行うことができる「**新しい働き方**」を実現し、**都市部から地方への人や仕事の流れを創出**

→地域実証(全国15箇所)の成果を踏まえ、全国23箇所で開催中



## チャレンジ・ふるさとワーク

地域経済の好循環の更なる拡大に向け、**地方への「ヒト・情報」の大きな流れを創出**

・「ふるさとワーキングホリデー」  
→今年度8道県で実施し、合計1,000人を超える若者などを受入見込み

・「お試しサテライトオフィス」  
→全国10箇所で開催し、地域特性を活かした誘致戦略を策定見込み



## 身近なIoTプロジェクト(IoTサービス創出支援事業)

家庭、農業(食)などの**生活に身近な分野**で、**地域発の先導的なIoTサービスを創出・展開**

→自治体、大学、企業等からなる**全国8チーム(6分野)**が実証プロジェクトを実施中



## 地域経済応援ポイントの導入

**クレジットカードや航空会社、自治体が発行するポイントを、マイキープラットフォームを活用して、「地域経済応援ポイント」に振り替え、地域で活用可能に。需要を創出・拡大**

→平成29年夏の実証実施に向け準備中



## ICTスマートシティ整備推進事業

地域が抱える課題を**ICTを活用して解決する街づくりを推進**

→防災、医療・健康などの成功モデルを横展開  
データを活用したスマートシティを推進

